

## 第52期

# 定時株主総会 招集ご通知

2022年4月1日～2023年3月31日

### 開催日時

2023年6月20日（火曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時20分）

### 開催場所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号  
ホテルメトロポリタン  
3階 「カシオペア」  
(末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。)



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/4973/>



## 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>	
第1号議案 取締役6名選任の件	
第2号議案 監査役2名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）及び使用人に対して特に有利な条件によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	
<株主提案（第5号議案から第7号議案まで）>	
第5号議案 純投資目的以外の特定投資株式に関わる定款変更の件	
第6号議案 剰余金の配当方針に関わる定款変更の件	
第7号議案 株主資本コストに関わる定款変更の件	
事業報告	23
計算書類	37
監査報告書	40

証券コード 4973  
(発送日) 2023年6月1日  
(電子提供措置開始日) 2023年5月29日

株 主 各 位

東京都練馬区北町三丁目10番18号  
日本高純度化学株式会社  
代 表 取 締 役  
会 長 渡 辺 雅 夫

## 第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.netjpc.com/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆様へ」「IR資料」「株主総会関係」を順に選択いただき、ご確認ください。)

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本高純度化学」又は「コード」に当社証券コード「4973」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月19日（月曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

**【書面（郵送）による議決権行使の場合】**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年6月19日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

**【インターネット等による議決権行使の場合】**

「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2023年6月19日（月曜日）午後5時45分までに議決権をご行使ください。

敬 具

**【インターネット上のウェブサイトでの開示について】**

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

1. 事業報告の会社の新株予約権等に関する事項
2. 計算書類の個別注記表

なお、監査役及び会計監査人が監査した計算書類及び監査役が監査した事業報告は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の「会社の新株予約権等に関する事項」及び「個別注記表」とで構成されています。

当社ウェブサイト <https://www.netjpc.com/>

記

日 時	<b>2023年6月20日（火曜日）</b> <b>午前10時</b> （受付開始 午前9時20分）
場 所	東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 <b>ホテルメトロポリタン</b> <b>3階 「カシオペア」</b> （末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
目 的 事 項	<p><b>報告事項</b></p> 第52期（自2022年4月1日至2023年3月31日）事業報告及び計算書類報告の件 <p><b>決議事項</b></p> <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）> 第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）及び使用人に対して特に有利な条件によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件           <株主提案（第5号議案から第7号議案まで）> 第5号議案 純投資目的以外の特定投資株式に関わる定款変更の件 第6号議案 剰余金の配当方針に関わる定款変更の件 第7号議案 株主資本コストに関わる定款変更の件

以 上

- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお代理人は、当社定款第16条により本株主総会において議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年6月20日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時20分）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月19日（月曜日）  
午後5時45分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月19日（月曜日）  
午後5時45分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

**議決権行使書** 株主番号

日本高純度化学株式会社 御中  
私は、2023年6月9日（開会の日）現在の株主として、同日開会  
株主総会（議決権委託を伴う）における各議案  
につき、下記（賛否を○印で表示）の通り議決権を  
行使します。

2023年6月 日

各議案につき賛否の  
表示をされた場合は、議決権行使書  
の裏面に「議決権行使書」の  
欄に「賛」または「否」の  
表示を記入してください。  
また、一部候補者につき賛否の  
表示をされた場合は、「株主総会参考書類」  
に記載の当該候補者の番号をご記入ください。

2023年6月19日午後5時45分まで  
にご入力ください。この場合、議決権行使  
書を送る必要はありません。

スマートフォン用  
議決権行使書  
ウェブ用QRコード  
ログインQRコード

日本高純度化学株式会社

（ご注意）当行取締役会は株主提案に反対しております。  
会社提案に賛成いただける場合は、株主提案の「否」の欄に○を付けてください。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号、第2号議案（会社提案）

- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第3号、第4号議案（会社提案）

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印

#### 第5号、第6号、第7号議案（株主提案）

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

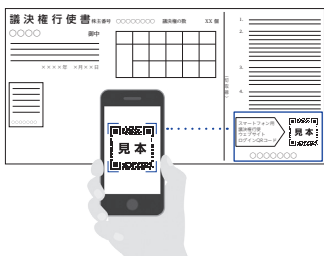
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

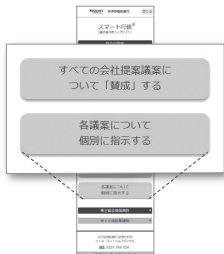
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

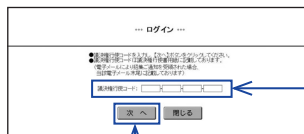
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

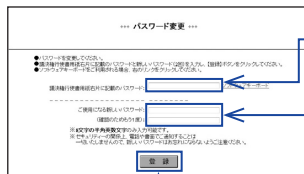
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

#### 第1号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現取締役6名全員は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	<p><b>再任</b></p> <p>こ じま とも ゆき 小 島 智 敬 (1972年8月9日生)</p>	<p>1996年4月 当社入社 2014年10月 経営企画部部長代理 兼 事業企画部部長代理 2016年4月 経営企画部長 2016年8月 経営企画部長 兼 製造部長 2019年4月 経営企画部長 兼 品質保証部長 2020年6月 取締役経営企画部長兼品質保証部長 2021年6月 常務取締役 2022年4月 代表取締役社長（現任）</p>	24,700株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 小島智敬氏は、入社以来、技術部門・品質保証部門・経営企画部門等に携わり、会社に貢献してまいりました。当社の企業価値の持続的向上に資する者として期待できるため、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p><b>再任</b></p> <p>わた なべ もとき 渡 邊 基 (1960年9月25日生)</p>	<p>1983年4月 富士通株式会社入社 2004年10月 同社プロダクト事業推進本部第二経理部長 2008年6月 同社経営監査部長代理 2010年6月 同社経営監査本部長 2012年4月 株式会社富士通システムズ・イースト取締役CFO 2014年6月 株式会社富士通マーケティング取締役執行役員常務CFO 2020年10月 富士通Japan株式会社執行役員CFO 2021年4月 同社取締役執行役員常務CFO 2022年4月 当社顧問 2022年6月 当社取締役（現任）</p>	1,300株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 渡邊基氏は、他の会社で培った財務・経理の知識、経験並びにリスクマネジメントやコーポレート・ガバナンスに関する知見を当社の経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的向上に資する者として期待できるため、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	<p><b>再任</b></p> <p>わた なべ まさ お 渡 辺 雅 夫</p> <p>(1940年1月26日生)</p>	<p>1965年4月 日本トレーディング株式会社入社</p> <p>1977年10月 同社機械建設本部 部長代理</p> <p>1986年5月 当社入社 取締役社長</p> <p>1999年5月 代表取締役社長</p> <p>2009年6月 代表取締役会長</p> <p>2020年4月 代表取締役会長兼社長</p> <p>2022年4月 代表取締役会長 (現任)</p>	50,000株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>渡辺雅夫氏は、企業経営者としての豊富な経験を活かし、当社の発展に貢献してまいりました。引き続き豊富な経験と実績、強いリーダーシップと決断力のもと、さらなる当社の活性化に貢献することを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p><b>再任</b> <b>社外取締役</b> <b>独立役員</b></p> <p>おお はた やす とし 大 畑 康 壽</p> <p>(1951年8月28日生)</p>	<p>2006年9月 みずほキャピタルパートナーズ株式会社代表取締役</p> <p>2011年4月 株式会社アバージェンス代表取締役</p> <p>2011年11月 株式会社ウエストホールディングス代表取締役社長</p> <p>2012年4月 株式会社アバージェンス監査役 (現任)</p> <p>2012年9月 株式会社カワニシホールディングス取締役</p> <p>2015年9月 同社常務取締役</p> <p>2016年1月 株式会社エクソーラメディカル代表取締役社長</p> <p>2017年9月 株式会社カワニシホールディングス専務取締役</p> <p>2019年6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2020年9月 オルバヘルスケアホールディングス株式会社専務執行役員</p>	2,500株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要&gt;</p> <p>大畑康壽氏は、国際ビジネスと金融ビジネス並びに企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験を、当社の経営に活かしていただきたくため社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏には引き続き社外取締役として、企業経営・経営戦略に関する幅広い知識、経験を活かし、当社の中長期的な企業価値の向上のため、独立した立場から当社の経営を監督いただくことを期待しております。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
5	<p>川島 勇  <small>かわ しま いさむ</small>                      川島 勇                      (1959年2月20日生)</p> <p><b>再任 社外取締役 独立役員</b></p>	<p>1981年4月 日本電気株式会社入社                      2009年4月 同社経理部長                      2011年6月 同社取締役 兼 経理部長 兼 財務内部統制推進部長                      2011年7月 同社取締役執行役員CFO                      2015年4月 同社取締役執行役員常務CFO                      2017年4月 同社代表取締役執行役員常務CFO                      2018年6月 同社常勤監査役                      2020年11月 公益財団法人日本監査役協会副会長 会計委員会委員長                      2022年6月 当社社外取締役 (現任)                      2022年6月 三精テクノロジーズ株式会社社外取締役 (現任)                      2023年3月 AGC株式会社常勤監査役 (現任)</p>	0株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要&gt;                      川島勇氏は、事業会社の経営者としての豊富なマネジメントの経験や知識に加えて、財務・会計の豊富な知識・経験を当社の経営に活かしていただきたいため社外取締役としての選任を願います。                      同氏には引き続き社外取締役として、企業経営・経営戦略に関する幅広い知識、経験を活かし、当社の中長期的な企業価値の向上のため、独立した立場から当社の経営を監督いただくことを期待しております。</p>			
6	<p>黒松 百亜  <small>くろまつ ももえ</small>                      黒松 百亜                      (1974年8月22日生)</p> <p><b>新任 社外取締役 独立役員</b></p>	<p>2001年12月 第二東京弁護士会登録                      2004年3月 田邨・大橋・横井法律事務所 (現晴海協和法律事務所) 入所 (現任)                      2011年7月 そんぼADRセンター紛争解決委員 (現任)                      2014年4月 立教大学大学院法務研究科法務講師                      2015年11月 株式会社ストライク社外監査役 (現任)                      2015年12月 東京大学ハラスメント防止委員会委員 (現任)                      2019年4月 立教大学大学院法務研究科兼任講師                      2019年4月 第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会委員長                      2021年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 (現任)</p>	0株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要&gt;                      黒松百亜氏は、他社での監査役としての豊富な監督・監査の経験や知識に加えて、法務・リスクマネジメントの豊富な知識・経験を当社の経営に活かしていただきたいため社外取締役としての選任を願います。                      同氏には社外取締役として、法務・リスクマネジメントに関する幅広い知識、経験を活かし、当社の中長期的な企業価値の向上のため、独立した立場から当社の経営を監督いただくことを期待しております。</p>			

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 大畑康壽氏は、現在当社の社外取締役であり、就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
3. 川島勇氏は、現在当社の社外取締役であり、就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 黒松百亜氏は、社外役員となること以外の方法で経営に関与した経験はありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 当社は、大畑康壽氏、川島勇氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 黒松百亜氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案

## 監査役2名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現監査役のうち、山本徳男氏、横松勝巳氏が任期満了となり、徳岡浩氏が辞任により退任いたします。つきましては監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、高野雅典氏は退任監査役徳岡浩氏の補欠としての選任となりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位又は重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	<p><b>新任</b> <b>社外監査役</b> <b>独立役員</b></p> <p>とみ くに しげ とお 富 國 重 遠 (1961年12月25日生)</p>	<p>1984年4月 日本電気株式会社入社 2001年4月 同社経営革新推進室マネージャー 2006年7月 日本電気真空硝子株式会社経理部長 2011年4月 日本電気株式会社経理部計画室シニアエキスパート 2016年10月 同社経理本部管理室長 2019年6月 NECマネジメントパートナー株式会社経理財務サービス事業部エグゼクティブエキスパート 2021年6月 NECファシリティーズ株式会社監査役(常勤) (現任)</p>	0株
<p>&lt;社外監査役候補者とした理由&gt; 富國重遠氏は、企業経営・経営戦略や財務・会計、ITマネジメントに精通した知識、経験を当社の監査に活かしていただきたいため社外監査役としての選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p><b>新任</b> <b>社外監査役</b> <b>独立役員</b></p> <p>たか の まさ のり 高 野 雅 典 (1961年4月1日生)</p>	<p>1983年4月 安田生命保険相互保険会社(現明治安田生命保険相互会社)入社 2004年9月 同社人事部人事制度グループマネージャー 2006年4月 同社法人営業企画部法人営業企画グループマネージャー 2007年4月 同社中部公法人部法人営業第二部法人営業部長 2010年4月 同社四国公法人部法人部長 2012年4月 同社総合法人第二部法人部長 2014年4月 同社法人営業企画部部長 2015年4月 同社理事法人営業企画部長 2017年4月 同社理事公法人業務部長 2018年4月 同社執行役員公法人第一部長 2021年4月 同社常務執行役員公法人営業副部門長 2023年4月 明治安田保険サービス株式会社代表取締役会長(現任)</p>	0株
<p>&lt;社外監査役候補者とした理由&gt; 高野雅典氏は、企業経営・経営戦略や人材開発、営業・マーケティングに精通した知識、経験を当社の監査に活かしていただきたいため社外監査役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注)
1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 富國重遠氏、高野雅典氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
  3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位又は重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">新任</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">補欠の 社外監査役</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">独立役員</div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>た な ぶ ま ぶ ふ み 田 名 部 雅 文 (1959年5月12日生)</p> </div> </div>	1985年10月 英和監査法人（現あずさ監査法人）入所 1989年3月 公認会計士登録 1990年7月 ロンドン駐在 1999年10月 パートナー就任 2006年9月 ロンドン駐在より帰任 2022年6月 有限責任あずさ監査法人退任	1,000株
<p>&lt;補欠監査役候補者とした理由&gt;            田名部雅文氏は公認会計士としての豊富な経験と専門的知識を当社の監査に活かしていただきたいため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田名部雅文氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 田名部雅文氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役・監査役スキルマトリックス (本総会において各候補者が選任された場合)

	小島	渡邊(基)	渡辺(雅)	大畑	川島	黒松	富國	林	高野
	男性	男性	男性	男性	男性	女性	男性	男性	男性
企業経営・ 経営戦略	○	○	○	○	○		○	○	○
海外経験・ グローバルビジネス		○	○	○	○			○	
法務・ リスクマネジメント		○			○	○			
財務・会計		○		○	○		○		
人材開発	○							○	○
営業・ マーケティング	○		○						○
技術・開発・ 製造・品質	○		○						
ITマネジメント	○	○			○		○	○	
ESG(環境・社会 ・ガバナンス)	○	○	○	○	○	○	○	○	○

当社の事業形態に合わせて「技術・開発」と「モノづくり(生産・品質)」の項を「技術・開発・製造・品質」に統合し、「IT(情報技術)」を「ITマネジメント」に変更しております。

## 取締役（社外取締役を除く。）及び使用人に対して特に有利な条件によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）及び使用人に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、対象取締役に対する新株予約権の無償発行は、取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、また、その額が確定していないため、報酬として割当てる新株予約権の算定方法も併せてご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社は、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、対象取締役及び使用人に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

### 2. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権の割当を受ける者

対象取締役及び使用人

#### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式30,000株を上限とする。

なお、当社が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

#### (3) 発行する新株予約権の総数

300個を上限とする。（新株予約権1個につき普通株式100株。ただし前項（2）に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。）

#### (4) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使の場合を除く。）又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

(6) 新株予約権行使期間

2025年7月1日から2028年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は使用人たる地位にあることを要すが、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、その地位を喪失した後1年間はこの限りではない。

②新株予約権の相続は認められない。

③新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、(7)①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合においては増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。



(11) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する会社又は合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(12) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(14) その他の条件は、本総会後に開催される取締役会決議により定める。

3. 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社の取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて算定いたします。なお、第1号議案「取締役6名選任の件」をご承認いただいた場合、割当を受ける対象取締役は3名となります。対象取締役への新株予約権の割当数は、120個を上限とし、その新株予約権の公正価額の総額を含めた取締役の報酬額は、2013年6月21日開催の第42期定時株主総会においてご承認いただいた「年額300,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）」とします。

4. 本議案の内容が相当である理由

当社が新株予約権を発行する目的等については、上記1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由をご参照ください。

当社は2021年2月19日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告「3. 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等 ⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項」に記載のとおりであります。本議案に基づく新株予約権の付与は当該方針に沿うものであり、また、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は0.49%とその希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

<株主提案（第5号議案から第7号議案まで）>

第5号議案、第6号議案、第7号議案は、株主様からのご提案によるものであります。

なお、提案を受けた議案の要領および提案の理由は、誤字・脱字や事実誤認を含め原文のまま記載しておりません。

## 第5号議案 純投資目的以外の特定投資株式に関わる定款変更の件

### 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

#### 第8章 特定投資株式

##### 第●条（特定投資株式の目的の検証と結果の開示）

- (1) 当会社は、当会社が保有する純投資目的以外の特定投資株式について、「事業戦略、取引先との事業上の関係において、当会社の営業活動、事業活動又は財務活動の取引関係強化に資するかどうか」の目的が果たされているかを検証するため、少なくとも年一回以上、保有する特定投資株式の発行会社に対して、当該株式の売却を希望する旨を伝える。
- (2) 当会社は、前項の発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答内容を、発行会社別に、当会社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。

### 提案の理由：

#### 議題1 純投資目的以外の特定投資株式に関わる定款変更の件

貴社の第51期有価証券報告書によると、2022年3月末時点で貴社の特定投資株式の保有先は26社とあり、合計の時価（2022年3月末時点）は約83.4億円となっております。これは当該期の貴社の連結貸借対照表の資産合計168.6億円のほぼ半分に当たる上に、純資産合計142.4億円の60%近い水準であり、貴社の事業を過度に資本市場のリスクに晒しているといっても過言ではありません。貴社の株主は貴社の保有する特定株式のポートフォリオに投資をしている訳ではなく、貴社の事業の将来に投資をしております。よって、このような特定投資株式が本質的に事業の将来に資するものかを双方向で定期的を確認し、定量、定性面からの評価内容を公表すべきと考えます。また、このような特定投資株式が本質的に事業の将来に資すると結論づけることが困難な場合には速やかに売却をし、その資金を自社の設備投資及び自己株取得、または配当の原資とすべきであると考えます。

#### 【第5号議案についての当社取締役会の意見】

### 当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、当社が今後も成長するためには、研究開発・生産・販売等のそれぞれの事業プロセスにおいて、様々

な企業との協力関係が必要であると考えております。そのため、当社は、事業戦略及び取引先との事業上の関係において、当社の営業活動、事業活動又は財務活動の取引関係強化に資する場合には、保有することに合理性があるものとして、政策保有株式を保有する方針としております。

また、当社は、政策保有株式の保有の合理性について、保有先との円滑かつ良好な取引関係の維持・サプライチェーンの確保など事業戦略に係る定性的な観点の他、配当収益その他の経済合理性などの定量的な観点もふまえて、個別銘柄ごとに、毎年取締役会において検証することとしております。そして、当社は、かかる検証の結果、政策保有株式の保有方針に合致せず、かつ保有の合理性がないと判断するものについては、処分することとしております。2023年3月期においては、取締役会において保有の適否について検証を行った結果、1銘柄の株式について売却を実施しております（総額47百万円）。今後も、当社は、当社が2022年7月28日に公表した2022年度から2024年度を対象とした中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）に基づき、その処分対価を成長投資の原資として活用するため、政策保有株式の縮減を引き続き進めてまいります。具体的には、当社の2023年3月期にかかる決算説明資料※に記載のとおり、2023年～2027年度にかけて、総額20～40億円程度に相当する政策保有株式を処分することとしております。

※URL:<https://ssl4.eir-parts.net/doc/4973/tdnet/2265873/00.pdf>

以上のとおり、当社は、取締役会において個別銘柄ごとに保有の合理性の検証を厳密に行い、その結果をもとに、それぞれの政策保有株式を処分するか否かを決定しております。

これに対し、本株主提案に基づく定款規定は、かかる検証の結果にかかわらず、当社が保有するすべての政策保有株式につき、その発行会社に対して、毎年、一律に売却を希望する旨を伝えるものであり、当社の政策保有株式の保有方針等に反するのみならず、当社におけるその保有の意義等を全く考慮しない点で合理性を欠くものであると考えております。そして、本定款規定に基づく対応をとった場合、当社の取引先等との関係悪化を招き、当社の事業遂行に支障が生じるおそれもあるなど、当社の中長期的な企業価値の向上を阻害する要因となり、かえって株主の皆様の利益を毀損するおそれがあります。

また、本定款規定を設けた場合、政策保有株式の保有方針や合理性の検証方法、個別銘柄の保有・処分に関する方針等について、当社取締役会の判断が制約されることとなります。しかし、これらの事項は、当社の事業戦略の遂行と密接にかかわり、高度な経営判断を含むものとして取引先等との関係強化の側面から慎重に判断すべきものであるため、定款によって一律に定めるのではなく、取締役会により個別具体的に決定されるべき事項であると考えられます。そのため、政策保有株式に関する上記の事項は、業務執行に属する事項として、取締役会が決定することが相当であり、当社定款に本定款規定を設けることは適切でないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

## 議案の要領

現行の定款〔第7章 計算〕に以下の条文を新設する。

## 第●条（剰余金の配当方針）

当社は、2023年3月期の期末配当から、剰余金の配当につき純資産配当率（DOE、Dividend-on-Equity。「配当総額÷純資産合計」により算出される。）5.0%を下限とする配当方針を採用し、法令上許容される限り、当該配当方針に従って以後の配当額を決定する。

## 提案の理由：

## 議題2 剰余金の配当方針に関わる定款変更の件

貴社は、2022年3月末の連結貸借対照表にて有利子負債がない反面、現預金及び投資有価証券の合計額は123.7億円と、総資産168.6億円の73%に上り、盤石な財務基盤を有しています。さらに、貴社の純資産は過去10年の間、一度の資本調達もせずに70.2億円（2012年3月期）から142.4億円と倍増しておりますが、一株当たり配当は、2014年の株式分割による調整を鑑みても81円から2022年3月期の90円と11%しか増加しておりません。よって、この間に当期利益は増加傾向にあるにも関わらず、過剰資本状態に陥り、結果としてROEが徐々に低下するという状態に至っております。

2022年7月に発表された中期経営計画に示された配当方針は、このROEの低下をもたらした過去の配当方針をほぼそのまま踏襲する形となっており、先の特定期株式保有の件と相まって、事業が成長したとしてもROEが向上しない、もしくは低下させてしまうリスクを高める結果を招くことになりかねません。従いまして、資本効率化策の一つとして、ROEとの対比によって計算される、純資産配当率（DOE、「配当総額÷純資産合計」により算出）で5%を下限とする配当政策を2023年3月期から導入する（本議題可決時点で取締役会により既に2023年3月期の配当決議がなされている場合には必要に応じて同月期分について追加配当決議を行う）ことを提案します。なお、この配当政策に基づく、2023年3月期は少なくとも125円程度の配当の実施が可能と予想されること、当該配当水準における配当総額は現金7.3億円相当であり、貴社がその水準の配当支出を安定的に継続することは可能であり、妥当なものであると考えます。

## 【第6号議案についての当社取締役会の意見】

**当社取締役会としては、本議案に反対いたします。**

当社は、利益配分につきましては、収益状況に応じた株主様への還元を行うこととする基本方針のもと、業績及び将来の事業展開と経営基盤強化に必要な内部留保資金等を勘案し実施することとしております。内部留保資金の用途につきましては、新事業分野への進出、既存事業の拡大等に向けた成長投資を考えており、また、機動的な自己株式の取得などによる株主の皆様への利益還元も適宜検討していく所存であります。

このような方針の下、当社は、本中期経営計画において、可能な限り減配を回避するとともに、配当性向を50%以上となることを目標として掲げ、長期的な成長と財務健全性のバランスを取りつつ、株主還元を実施することとしております。

これらを踏まえ、当社取締役会は、本中期経営計画の初年度である2023年3月期の期末配当としては、2023年5月19日の「剰余金の配当に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社普通株式1株につき金40円の期末配当を行うことを決議いたしました（中間配当は金40円）。これにより、中間配当を含めた配当性向は81.8%、自己株式取得と合わせた総還元性向は133.8%となります。

なお、当社といたしましては、配当性向50%以上との目標に加え、DOE（純資産配当率）も考慮した配当政策とすることを現在検討しており、プライム市場上場会社として、当面の業績に大きく左右されることなく一定レベルの安定配当を今後とも継続していくことにより、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

これに対し、本株主提案に基づく定款規定は、当社が、2023年3月期の期末配当から、DOE 5.0%を下限とする配当方針を採用し、法令上許容される限り、当該配当方針に従って以後の配当額を決定することを求めるものです。かかる配当方針は、上記の当社の株主還元に関する基本的な方針に合致いたしません。

さらに、**同定款規定が設けられた場合**、当社の業績や当社経営にあたって必要な内部留保資金の多寡、成長投資に用いる必要性等にかかわらず、画一的な方針で配当額を決定することが必要になり、今後の当社の事業運営及び株主還元を含む配当政策の機動性・柔軟性が損なわれることは明らかであり、妥当ではありません。

当社としましては、株主還元に関する方針は、資本政策にかかわるものとして、当社の掲げる経営戦略や事業環境等に応じて取締役会が決定すべきものであり、定款に規定することは適切ではないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

## 議案の要領

現行の定款「第7章 計算」に以下の条文を新設する。

## 第●条（株主資本コストの開示）

当社は、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、当報告書提出日から遡る3か月以内において当社が把握する株主資本コストを、その算定根拠とともに開示する。

## 提案の理由：

## 議題3 株主資本コストに関わる定款変更の件

株式会社東京証券取引所は、2023年1月30日開示の「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」と題する資料において、「経営者に対して、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を行ったうえで、必要に応じて、改善に向けた方針や具体的な取組などを開示することを促していくことにより、それをきっかけとした対話の促進や、経営者のリテラシー向上を図っていくことが考えられる。」と記載しています。

貴社は、議題2でご説明をさせていただいた通り、有利子負債がない反面、現預金及び投資有価証券の合計額は123.7億円と、総資産168.6億円の73%に上り、それに対し純資産についても総資産の84.5%に上ります。このバランスシート運営が資本コストとの見合いの観点において、貴社がどのように評価されているか株主及び市場との建設的な対話の重要な指標として、資本コストの開示が必要なものであると考えます。

## 【第7号議案についての当社取締役会の意見】

**当社取締役会としては、本議案に反対いたします。**

当社は、コーポレートガバナンス・コードの原則5-2に従い、自社の資本コストを的確に把握したうえで、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、経営戦略や経営計画を策定・公表しており、その中で、収益力・資本効率等に関する目標を提示しております。

当社は、当社の中長期的な企業価値の向上を図るためには、本中期経営計画を実現することが最善の方策であると考えております。本中期経営計画においては、既存分野の新規開拓を主軸として営業利益の継続的な拡大と、株主資本利益率の向上を目指すこととし、当社事業から生み出された資本を分母とした株主資本利益率を重要な指標として選定し、その目標を資本コストも踏まえて10%とすることを掲げております。このように、当社は、事業運営にあたっては、資本コストを強く意識したうえで、株主資本利益率の向上目標を設定し、当社の企業価値向上に努めていくことを対外的にも明確にしております。

これに対し、本株主提案に基づく定款規定は、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関

する報告書において、当社が把握する株主資本コストをその根拠とともに開示することを求めるものです。

しかしながら、資本コストは、その算出方法が様々であるほか、算定の基礎となる数値の採用においても、一定の前提を置く必要があるなど、その値は一義的に定まるものではありません。その考え方は、株主様や投資家の皆様の間においても多様なものでありうるため、当社としては、その数値を公表したとしても、必ずしも株主・投資家の皆様との建設的な対話に資するものではないと考えており、かえって株主・投資家の皆様の誤解を招くおそれもあるものと認識しております。また、当社は、コーポレートガバナンス・コードの原則5-2においても、資本コストの数値を正確に算出し、算定根拠とともに開示することが求められているものではなく、あくまで、資本コストを的確に把握したうえで、経営戦略や経営計画を策定し、事業運営にあたることが求められているものと認識しております。さらに、同原則5-2や提案株主が言及されている、東京証券取引所が公表した「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」（2023年1月30日）及び「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」（2023年3月31日）においても、資本コストの開示が求められていないことは同様であり、その把握についても、現状分析を目的にしているものであることから、必ずしも精緻に算出することが目的ではないとされている旨理解しております。

以上のとおり、当社取締役会としては、資本コストを開示していくか否かに関しては、その要否、時期、方法等を含めて、株主様との対話の状況や当社の経営戦略とその遂行状況、さらには当社が置かれた経営環境等を踏まえて、その都度決定すべき事項であり、これを一律に開示する旨を定款に規定することは適切ではないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以 上

# 事業報告

(自 2022年4月1日)  
(至 2023年3月31日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当期の世界経済はロシアのウクライナ侵攻で地政学リスクが高まり、国際商品価格の高騰で世界の消費者物価が8%を超える28年ぶりのインフレに見舞われました。海外の主要中央銀行は一斉に金融引き締めを開始し、加えて米中対立による世界経済の分断化で期後半には世界貿易が減少に転じるなど世界経済は再び厳しい状況を迎えました。米国の急激な利上げで米ドルが36年ぶりの高値に高騰し、一部途上国に債務危機が発生すると同時に、新型コロナ対策下で膨張した世界の通貨供給量抑制で暗号資産交換業者に続き、スタートアップ企業融資大手の経営破綻やクレディ・スイス救済など金融システムに不安を抱え、世界の金融市場も不安定な状況が続きました。国内経済は資源価格高騰による所得の海外流出に加え、輸出減少などで期後半には設備投資が鈍化し、企業の賃上げ努力にもかかわらず物価上昇で実質賃金の減少で消費が減速し、景気停滞から企業業績も低迷するなど厳しい局面を迎えました。期末には3年続いた新型コロナウイルス感染拡大が収束に向かい、リバウンド需要で消費が回復に転じるなど、先行きに明るい兆しも出始めました。

電子部品業界においては、インフレに伴う原材料の高騰や世界的な景気減速、コロナ禍で積み増していた在庫の適正化などの影響により、スマートフォンやパソコン向けの生産量減少に加え、クラウド/データセンター向けの投資抑制による生産調整が見られ、総じて需要が低迷しました。また、車載用電子部品については、自動車の電装化や電気自動車へのシフトに伴う最終製品1台あたりの搭載数増加による需要増ではありましたが、サプライチェーンの問題から一部の半導体で依然供給不足を解消することができず、自動車の生産調整が長期化し、緩やかな回復基調に留まりました。

当社におきましては、コネクタ用めっき薬品の販売が貴金属含有品の売上が伸びたことで前期比増収となりましたが、プリント基板・半導体搭載基板用めっき薬品用、リードフレーム用めっき薬品の販売が前期に比べ大幅減収となりました。

その結果、売上高は16,254百万円(前期比13.1%減)、営業利益は567百万円(前期比52.8%減)、経常利益は753百万円(前期比43.7%減)、当期純利益は569百万円(前期比41.5%減)となりました。

最終用途品目別の状況は次のとおりであります。

(プリント基板・半導体搭載基板用)

プリント基板や半導体パッケージ基板に適用される貴金属めっき薬品は、スマートフォン向け、パソコン向け、クラウド/データセンター向けの不振によるメモリ用途等での減産の影響を受け、売上高は4,637百万円と前期比22.4%の減収となりました。

(コネクタ・マイクロスイッチ用)

マイクロコネクタ用硬質金めっき薬品の販売については、スマートフォン向けの減産の影響を受けたものの、貴金属含有品の売上が伸びたことで、売上高は3,165百万円と前期比6.1%の増収となりました。



(リードフレーム用)

リードフレーム用パラジウムめっき薬品の販売は、スマートフォン向けやパソコン向けの減産の影響を受け販売が低迷したことに加えてパラジウム価格が下落したことにより、売上高は8,261百万円と前期比14.1%の減収となりました。

(その他)

時計装飾用等の売上高は189百万円と前期比41.2%の増収となりました。

(2) 設備投資等の状況

重要な設備投資等はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①技術開発力の強化

当社の競争相手は、貴金属めっき薬品業界だけでなく卑金属めっき薬品業界も含みます。したがって、貴金属めっき技術分野ではタイムリーな改良に対応できる技術開発力及び車載向けや産業機械向け等の新用途開拓に向けた技術力向上、さらに貴金属／卑金属にこだわらず、業界として技術的に未完成的なテーマを厳選して完成に向けた開発を推進していくことが重要と考えます。なかでもニッケル不使用プロセスをはじめとした次世代最終表面処理プロセスの実現では、めっき薬品だけでなく、前・後処理、装置を含めたプロセス全体での性能向上も果たしていかなければなりません。

さらに当社は、めっきで培った酸化還元（Redox）の技術を活かし、既存の事業領域だけでなく新しい事業領域の創出を目指しており、中長期ビジョンRDD2030\*のもと、中期経営計画のなかで具体的に推進してまいります。したがって、従来のめっきだけに留まらない柔軟な思考力と技術開発力が必要となります。

サステナビリティを巡っては、当社は貴金属や希少鉱物を使用する製造業であり、多くの化学物質を取り扱う事業の性質上、地球環境への配慮が不可欠です。環境負荷低減につながる製品開発が重要な課題であると認識しております。

これらの課題に対し、当社の数倍の技術陣容を有する競合めっき薬品メーカーにも対抗できるユニークな発想を持つ技術陣の育成が必要となります。引き続き、新分野に積極的にチャレンジする人材、資質の高い人材の採用と育成により、技術陣のレベルアップを実現し、開発力の強化を図ってまいります。同時に、当社単独では困難な技術開発やトータルソリューション力の強化を効率的に実施していくため、最適な外部連携及び協業を図ってまいります。

\*RDD2030 = Redox-innovation through Discovery & Development toward 2030

②営業力の強化

コロナ禍を起因とした外部環境の変化によるデジタルトランスフォーメーションの必要性の向上、および

び自動車のEV化/電装化の進展に伴い、これらを支えるデータセンター、高速大容量通信、IoT/AI/パワーデバイス等の需要拡大から、半導体をはじめ、半導体搭載用基板、プリント基板、コネクタ等におけるハイエンド電子部品の需要がますます高まってきており、これらの実現に必要な不可欠となる高性能かつ高品質なめっき薬品が求められています。

これらのニーズに対して、タイムリーな製品提供による国内外の市場シェア拡大が当社の成長戦略の要と考え、国内外のトップメーカーをターゲットにマーケティング活動を進め、省資源プロセス等の環境対応型製品の提案、表面処理薬品メーカー/装置メーカーとの協業によるトータルプロセスでの性能向上の提案等を積極的に行い、売上・利益の向上を目指します。

加えて、顧客と当社の間で技術情報や生産状況を共有できるデータベースの準備を進めており、国内、海外を問わずソリューション提案等の充実した顧客サポートを提供できる体制を構築することで顧客との連携強化を図ってまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第49期 2020年3月期	第50期 2021年3月期	第51期 2022年3月期	第52期 2023年3月期
売上高	12,969,564	16,622,470	18,714,378	16,254,995
経常利益	1,165,180	1,069,778	1,339,829	753,772
当期純利益	858,127	790,519	974,201	569,977
1株当たり当期純利益 (円/銭)	148.58	136.53	166.80	97.82
総資産	12,645,016	16,149,849	16,868,491	15,611,523
純資産	10,750,939	13,249,584	14,243,616	13,505,030
1株当たり純資産額 (円/銭)	1,834.00	2,259.10	2,416.61	2,333.90

- (注) 1. 第52期の状況につきましては、前記(1)事業の経過及び成果に記載のとおりであります。  
2. 単位未満は切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社は、電子部品のプリント基板（パッケージ基板を含む。）、コネクタ及びリードフレーム等の接点・接続部位に使用される貴金属めっき薬品の開発、製造及び販売を主な事業内容としております。特にプロセスアドバイス及びアフターフォロー等までも含めた総合的な提案・提供を行っており、ユーザーのニーズに密着した製品の開発、製造及び販売に努めております。

## (8) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

本社及び工場 東京都練馬区北町三丁目10番18号

## (9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45 名	1 名増	37.8 歳	12.2 年

- (注) 上記従業員数には、嘱託社員5名及びパートタイマー5名は含まれておりません。

- (10) 主要な借入先（2023年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- (11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- (12) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- (13) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (14) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。
- (15) その他会社の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 24,640,000株  
 (2) 発行済株式の総数 5,750,913株 (自己株式316,287株を除く)  
 (注) 2022年11月30日付で実施した自己株式の消却により、発行済み株式の総数は前期末と比べて250,000株減少しております。  
 (3) 当期末株主数 4,223名  
 (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	645,000株	11.22%
光 通 信 株 式 会 社	434,000	7.55
H I B I K I P A T H A O B A F U N D	324,900	5.65
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - C L I E N T A C C O U N T	243,500	4.23
下 田 益 弘	189,300	3.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 0 0 1	158,400	2.75
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	157,353	2.74
公益財団法人 J P C 奨学財団	150,000	2.61
明治安田生命保険相互会社	135,200	2.35
ワタナベホールディングス株式会社	118,300	2.06

(注) 1. 当社は、自己株式316,287株を保有しておりますが、当該株式については会社法第308条第2項の規定により議決権を有しておりません。また、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2021年6月18日開催の第50期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2022年6月17日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、2022年7月8日付で取締役 (社外取締役を除く。) 3名に対し自己株式9,100株の処分を行っております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	渡辺雅夫	
代表取締役社長	小島智敬	
取締役	渡邊基	
取締役	林健二郎	
取締役	大畑康壽	
取締役	川島勇	AGC株式会社常勤監査役 三精テクノロジーズ株式会社社外取締役
常勤監査役	山本徳男	関西ペイント株式会社社外監査役
監査役	徳岡浩	株式会社BeeX社外取締役
監査役	横松勝巳	
監査役	林博司	

- (注) 1. 林健二郎氏、大畑康壽氏、川島勇氏は社外取締役であります。  
2. 山本徳男氏、徳岡浩氏、横松勝巳氏、林博司氏は社外監査役であります。  
3. 取締役の林健二郎氏、大畑康壽氏、川島勇氏、監査役の山本徳男氏、徳岡浩氏、横松勝巳氏、林博司氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
4. 常勤監査役 山本徳男氏は、他の会社で長年にわたり経理・経営企画等の業務や経営に携わっており、豊富な経験と財務・会計に関する十分な知見を有しております。  
5. 代表取締役会長 渡辺雅夫氏は2023年6月20日開催予定の第52期定時株主総会において取締役に選任された場合、取締役相談役に就任予定です。  
6. 常務取締役 小坂悟氏は2022年6月17日を以って任期満了により退任いたしました。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ①当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬		株式報酬		
		基本報酬	業績報酬	譲渡制限付 株式報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	146,531	72,012	53,259	19,637	1,622	4
社外取締役	16,579	16,500	－	－	79	3
計	163,110	88,512	53,259	19,637	1,702	7
監査役 (社外監査役を除く)	－	－	－	－	－	－
社外監査役	25,200	25,200	－	－	－	4
計	25,200	25,200	－	－	－	4

- (注) 1. 上表には、2022年6月17日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬等を含んでおります。
2. 2014年6月20日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し同総会終結後、引き続き在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各役員の退任時に支給することを決議いただいております。

##### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2013年6月21日開催の第42期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役は2名）です。

また、上記報酬とは別枠で、2021年6月18日開催の第50期定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬限度額を年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、3名です。

監査役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の第35期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

### ③役員報酬等の内容の決定に関する方針等

#### 1. 決定方針

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は役員報酬規程等に定められており、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬は取締役会が指名報酬諮問委員会に一任した上で決定し、監査役の報酬は監査役の協議において決定することとしております。

#### 2. 取締役報酬等の内容

取締役（社外取締役を除く。）の報酬額については、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に概ね8割から9割を金銭報酬（5割から6割を役員・役割に応じた基本報酬、3割程度を前年度業績・個人の成果査定により算出した短期の業績報酬）、1割から2割を中長期インセンティブとしての株式報酬で構成することとしております。

金銭報酬は月例の固定報酬とし、従業員給与及び賞与とのバランス、世間水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

株式報酬は、譲渡制限付株式報酬と税制適格ストックオプションを導入し、役員・職責等を考慮しながら毎年一定の時期に付与することとしております。

社外取締役の報酬等の構成については、独立性を担保する等の観点から金銭の基本報酬のみとすることとしております。

金銭報酬の額及び株式報酬は、取締役会が指名報酬諮問委員会に一任した上で決定することとしております。

### ④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、報酬決定手続きの客観性と透明性を高めるため、各取締役の金銭報酬の額の決定を指名報酬諮問委員会に委任しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### 指名報酬諮問委員会構成員

氏名	地位及び担当
林 健二郎	社外取締役（委員長）
大畑 康壽	社外取締役
川島 勇	社外取締役
渡辺 雅夫	代表取締役会長
小島 智敬	代表取締役社長



(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役川島勇氏は、A G C株式会社の常勤監査役及び三精テクノロジーズ株式会社の社外取締役を兼任しております。当社と各兼務先との間には取引関係はありません。

社外監査役山本徳男氏は、関西ペイント株式会社の社外監査役を兼任しております。当社と兼務先との間には取引関係はありません。

社外監査役徳岡浩氏は株式会社B e e Xの社外取締役を兼任しております。当社と兼務先との間に取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 林 健二郎	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席し、経済に関する知見を活かし、専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会11回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や取締役の報酬の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 大畑 康壽	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席し、企業経営に関する知見を活かし、専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会11回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や取締役の報酬の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 川島 勇	2022年6月17日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回の全てに出席し、企業経営に関する知見を活かし、専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会9回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や取締役の報酬の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 山本 徳男	当事業年度に開催された取締役会11回の全て、監査役会13回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 徳岡 浩	当事業年度に開催された取締役会11回の全て、監査役会13回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 横松 勝巳	当事業年度に開催された取締役会11回の全て、監査役会13回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 林 博司	2022年6月17日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回の全て、監査役会9回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称  
EY新日本有限責任監査法人

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支給額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、EY新日本有限責任監査法人の報酬等について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断し、これに同意しました。

- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関して次のとおり決議いたしました。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 「企業行動規範」を制定し、取締役・使用人に法令遵守及び行動規範を周知徹底するために「コンプライアンス・オフィサー」を取締役会で選任し、「コンプライアンス・オフィサー」は、倫理・法令遵守の状況について取締役会に報告する。
  - (2) 監査役及び社外弁護士を通報窓口とする内部通報体制の整備を図り運営する。
  - (3) 執行部門から独立した社長直轄の「内部監査室」を設け、定期的実施する内部監査を通じ職務の執行状況を把握し、法令・定款等に準拠し、適正、妥当かつ合理的に行われているか検証する。その監査結果を取締役会、監査役会に報告し、必要に応じ会計監査人にも報告を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
文書管理規程に従い、取締役の職務に係る情報を文書に記録し保存する。  
取締役及び監査役は文書管理規程により常時これらの文書を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 取締役1名を「リスク・マネジメント担当取締役」として取締役会で選任する。
  - (2) 取締役・監査役及びコンプライアンス・オフィサー等で構成する「リスク・マネジメント委員会」を設け、リスク管理体制の整備・充実を図る。
  - (3) 個々の重要リスク項目ごとに管理責任者を決定し、「リスク管理方針」、「危機管理方針」に基づき、リスク・マネジメント・マニュアルの整備と管理体制の構築を行う。
  - (4) ただし、サステナビリティに関連するリスクはESG委員会で取り扱う。ESG委員会で抽出されたリスクは、リスク・マネジメント委員会で総合的に評価し、対応方針を決定する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会を原則月1回開催し、独立性の高い社外取締役及び社外監査役出席のもと重要事項の決定、業務執行状況の監督を行う。
  - (2) 取締役会での審議の充実を図るため、経営方針・経営戦略・経営計画等についての検討・付議を行う機関として、社内取締役、常勤監査役及び各部門長により構成される経営会議を設定する。
  - (3) 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において業務執行に係る責任と執行手続きを規定する。
  - (4) 社外取締役が過半数の「指名報酬諮問委員会」を設置し、意思決定の客観性と透明性を高める。
5. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役から要請があった場合には、取締役と監査役が協議のうえ当社の使用人の中から監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。配置された使用人は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事関係について取締役は、監査役と協議して行うこととする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 取締役は、法定の事項に加え法令・定款違反があること、又は当社の業績に影響を与える重要な事項があることを発見したときは監査役に都度報告する。
  - (2) 使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款違反があることを発見したときは、監査役に直接報告ができるものとする。
  - (3) 監査役への社内通報システムの整備を図り、適切な体制を構築することにより、コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。監査役へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取扱いを禁止し、その旨取締役・使用人に周知する。
7. その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
  - (1) 監査役は取締役会に加え経営会議その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。
  - (2) 監査役の過半数は社外監査役とし、監査の公正を確保する。
  - (3) 会計監査人が監査役にその監査計画及び監査実施状況の報告等を定期的に行うほか、内部監査室も内部監査結果を定期的に監査役に報告するなど、監査役、内部監査室及び会計監査人の3者の連携強化が図られる体制の確保に努める。
  - (4) 監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担する。
8. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「企業行動規範」に定め基本方針としております。また必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図ります。

#### 運用状況の概要

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための運用状況  
取締役会を中心とした意思決定プロセスでの審議を充実させるため、取締役会で審議・決定される事項のうち、特に重要なものについては経営会議にて事前に検討し付議しております。重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任するとともに適正な職務執行権限委譲を実施し、迅速な職務執行に資するようにしております。指名報酬諮問委員会を設置し、当社の経営体制、後継者育成計画等についての提言を取締役会に行っております。
2. リスク管理等に関する運用状況  
取締役・常勤監査役及びコンプライアンス・オフィサー等で構成する「リスク・マネジメント委員会」にて全体的なリスク管理を実施しております。リスクの管理状況は、適時、取締役会及び経営会議に報告しております。内部監査室は定期的実施する内部監査を通じ職務の執行状況を把握し、法令・定款等に準拠し、適正、妥当かつ合理的に行われているか検証しています。その監査結果を取締役会、監査役会に報告

し、必要に応じ会計監査人にも報告を行っております。情報の保存及び管理について、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等は、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しております。また、経営企画部を中心として社内各部署に対しコンプライアンス・リスク管理の徹底を図るため、適時、規程を見直し、社内基本規程の周知徹底の取り組みを推進しております。

### 3. 監査役への報告に関する体制の運用状況

常勤監査役は経営会議、リスク・マネジメント委員会等の重要な会議に出席し運用状況を確認しております。また、会計監査人が監査役にその監査計画及び監査実施状況の報告等を定期的に行うほか、内部監査室も内部監査結果を定期的に監査役に報告するなど、監査役、内部監査室及び会計監査人の3者の連携強化が図られる体制をとっております。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保資金を確保しつつ、収益状況に応じて株主様への還元を柔軟に行うことを基本方針としております。

当社の経営基盤強化のための内部留保については十分な蓄積ができているものと考えております。また、中長期的成長路線は今後とも継続していく所存であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。剰余金の配当等の決定機関は、「会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議による。」旨を定款に定めているため、取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては上記基本方針のもと、中間配当金40円、期末配当金40円、合わせて1株当たり80円といたしました。

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,832,529</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>237,755</b>
現金及び預金	5,766,078	買掛金	40,423
受取手形	3,509	未払金	83,818
電子記録債権	82,596	未払法人税等	15,255
売掛金	1,127,526	賞与引当金	56,810
商品及び製品	55,220	設備関係未払金	5,753
原材料及び貯蔵品	376,313	その他	35,695
前払費用	12,293	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,868,736</b>
未収消費税等	385,565	長期未払金	180,882
その他	23,426	繰延税金負債	1,647,517
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,778,993</b>	資産除去債務	40,337
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>87,460</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,106,492</b>
建物	43,670	<b>(純資産の部)</b>	
機械及び装置	4,779	<b>株 主 資 本</b>	<b>9,386,108</b>
車両運搬具	814	資本金	1,283,196
工具、器具及び備品	38,196	資本剰余金	1,026,909
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>14,057</b>	資本準備金	1,026,909
ソフトウェア	6,623	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>7,828,627</b>
ソフトウェア仮勘定	6,968	その他利益剰余金	7,828,627
電話加入権	466	別途積立金	4,900,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,677,474</b>	繰越利益剰余金	2,928,627
投資有価証券	7,582,411	<b>自 己 株 式</b>	<b>△752,624</b>
長期前払費用	54,805	評価・換算差額等	4,035,940
差入保証金	36,562	その他有価証券評価差額金	4,031,155
その他	3,695	繰延ヘッジ損益	4,784
<b>資 産 合 計</b>	<b>15,611,523</b>	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>82,981</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>13,505,030</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>15,611,523</b>

## 損益計算書

(自 2022年 4月 1日)  
(至 2023年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		16,254,995
売上原価		14,678,001
売上総利益		1,576,993
販売費及び一般管理費		1,009,297
営業利益		567,695
営業外収益		
受取利息	45	
受取配当金	183,635	
為替差益	1,265	
雑収入	2,592	187,537
営業外費用		
雑損	1,461	1,461
経常利益		753,772
特別利益		
投資有価証券売却益	6,818	
新株予約権戻入益	3,482	10,301
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		764,073
法人税、住民税及び事業税	176,195	
法人税等調整額	17,900	194,096
当期純利益		569,977

## 株主資本等変動計算書

(自 2022年 4月 1日)  
(至 2023年 3月 31日)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,283,196	1,026,909	－	1,026,909	4,900,000	3,474,612	8,374,612
当 期 変 動 額							
自己株式の取得							
自己株式の処分			△3,250	△3,250			
自己株式の消却						△585,157	△585,157
剰余金の配当						△527,554	△527,554
自己株式処分差損の振替			3,250	3,250		△3,250	△3,250
当期純利益						569,977	569,977
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△545,985	△545,985
当 期 末 残 高	1,283,196	1,026,909	－	1,026,909	4,900,000	2,928,627	7,828,627

項目	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△1,078,759	9,605,959	4,537,617	4,182	4,541,799	95,857	14,243,616
当 期 変 動 額							
自己株式の取得	△297,718	△297,718					△297,718
自己株式の処分	38,695	35,444				△12,876	22,568
自己株式の消却	585,157	－					－
剰余金の配当		△527,554					△527,554
自己株式処分差損の振替		－					－
当期純利益		569,977					569,977
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△506,461	602	△505,859		△505,859
当期変動額合計	326,134	△219,850	△506,461	602	△505,859	△12,876	△738,585
当 期 末 残 高	△752,624	9,386,108	4,031,155	4,784	4,035,940	82,981	13,505,030



## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

日本高純度化学株式会社  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丸山 高雄  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 倉持 直樹  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本高純度化学株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

日本高純度化学株式会社	監査役会	
常勤監査役 山本徳男		㊟
監査役 徳岡浩		㊟
監査役 横松勝巳		㊟
監査役 林博司		㊟

(注) 監査役全員（4名）は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会会場のご案内



## 会場

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号  
ホテルメトロポリタン  
3階 「カシオペア」  
電話 03-3980-1111 (代)

## 交通

池袋駅

- ・JR山手線、埼京線
- ・東京メトロ丸ノ内線、有楽町線、副都心線
- ・東武東上線
- ・西武池袋線

- ① 南口より徒歩2分
- ② JR線メトロポリタン口より徒歩1分
- ③ 西口より徒歩3分
- ④ 副都心線2a出口より徒歩3分

日本高純度化学株式会社

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンでご案内します。  
右図を読み取りください。



UD  
FONT

